

# 15. 松島中学校いじめ防止対策基本方針

## 1. いじめの定義 「いじめ防止対策推進法第2条第1項」

いじめとは…児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

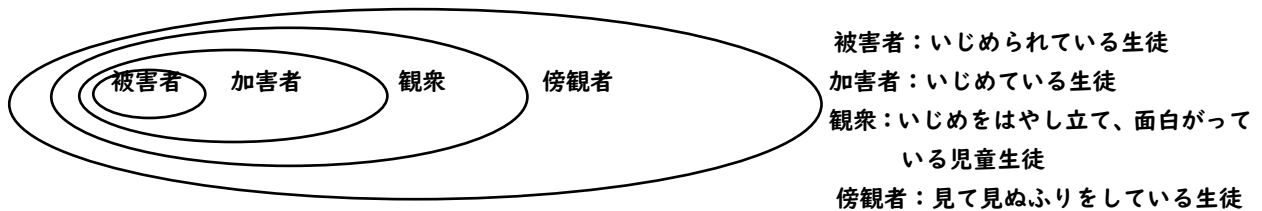
「いじめ防止対策推進法上のいじめ」は、広い意味でイジメと認知することをしっかり認識して、定義に基づいて、認知しなければならない。（被害者側の人権を守るために積極的な認知が必要）

定義に含まれる3つの要素

- ①行為をした者Aと行為の対象となったBの間に一定の人間関係がある。
- ②AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ③当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じている。

「学校いじめ対策組織」は生徒支援委員会のメンバー及び、関係職員で構成し常設の組織とする。よって、毎週開催し、組織内で情報共有及び「いじめ対策」への連携強化にあたることとする。（いじめ防止対策推進法第22条第1項を参照）

### ●いじめ集団の4層構造



<u>【いじめの種類、いじめの例】</u>		
1. 暴力	<input type="checkbox"/> 殴る、蹴る、小突く、つねる <input type="checkbox"/> 髪を引っ張る <input type="checkbox"/> プロレスごっこなどに見せかけ痛めつける	<input type="checkbox"/> 足を引っかけて転ばせる <input type="checkbox"/> ズボンや下着を下げる
2. 言葉の暴力や冷やかashi	<input type="checkbox"/> あだ名や悪口を言う <input type="checkbox"/> 「〇〇死ぬ」と言う <input type="checkbox"/> やじる、はやしたてる	<input type="checkbox"/> ヒソヒソ話しをする <input type="checkbox"/> 「きもい」「うざい」「殺す」と言う
3. 仲間外れや集団での無視	<input type="checkbox"/> 相手にしない <input type="checkbox"/> 知らないふりをする <input type="checkbox"/> 話しかけない、口をきかない <input type="checkbox"/> 遊びや活動仲間に入れない	<input type="checkbox"/> 話し合いに入れない <input type="checkbox"/> 近くに寄らず避ける <input type="checkbox"/> にらみつける
4. たかりや金銭恐喝	<input type="checkbox"/> 物品や金銭を要求する <input type="checkbox"/> 食べ物をおごれと強要する <input type="checkbox"/> 家から金銭を持ち出すよう命令する	<input type="checkbox"/> 万引きを強要する <input type="checkbox"/> 物品の交換を強要する
5. 嫌がらせ	<input type="checkbox"/> 嫌がることをわざとする <input type="checkbox"/> 持ち物を壊す隠す等	<input type="checkbox"/> 持ち物にイタズラする、落書きをする <input type="checkbox"/> 机を離す
6. 言葉での脅し	<input type="checkbox"/> 「チクるとただでは済まないぞ」などの発言 <input type="checkbox"/> 「ひどい目に遭わせるぞ」と言う等	<input type="checkbox"/> 言われたくないことを何度も言う
7. その他	<input type="checkbox"/> トイレや着替え、食事などの際にのぞき込む <input type="checkbox"/> 用事を言いつけ、相手を酷使する <input type="checkbox"/> 言いがかりや、不快な表情やそぶりをする等	<input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話、スマートフォンなどのインターネット・SNSで誹謗中傷や嫌なことをする。虚偽の情報や噂を流す（言いふらす）

## 2. いじめ問題の早期発見のための取り組み

- |                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| (1) 生徒対象いじめアンケート調査（学校生活の振り返り）  | 年 1 2回（1カ月に1回）    |
| (2) 保護者対象いじめアンケート調査            | 年 2回（7月，12 or 1月） |
| (3) 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 | 年 2回（5月，11月）      |

支持的風土作りを意識した学級経営や、相談しやすい雰囲気作りを心掛けましょう。生徒からいじめ被害を訴えやすくする信頼関係を構築することはもちろんですが、生徒の中には被害に遭っていることを言えずに、困っているケースもあります。全職員で、普段から生徒をじっくり丁寧に観察して、早期発見・早期対応を心掛けましょう。

いじめのない「安全・安心」な学校作りを全校体制で取り組みましょう。

## 学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

令和5年11月 沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～より

### 学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしたりどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

### 3. いじめ発生から対応まで

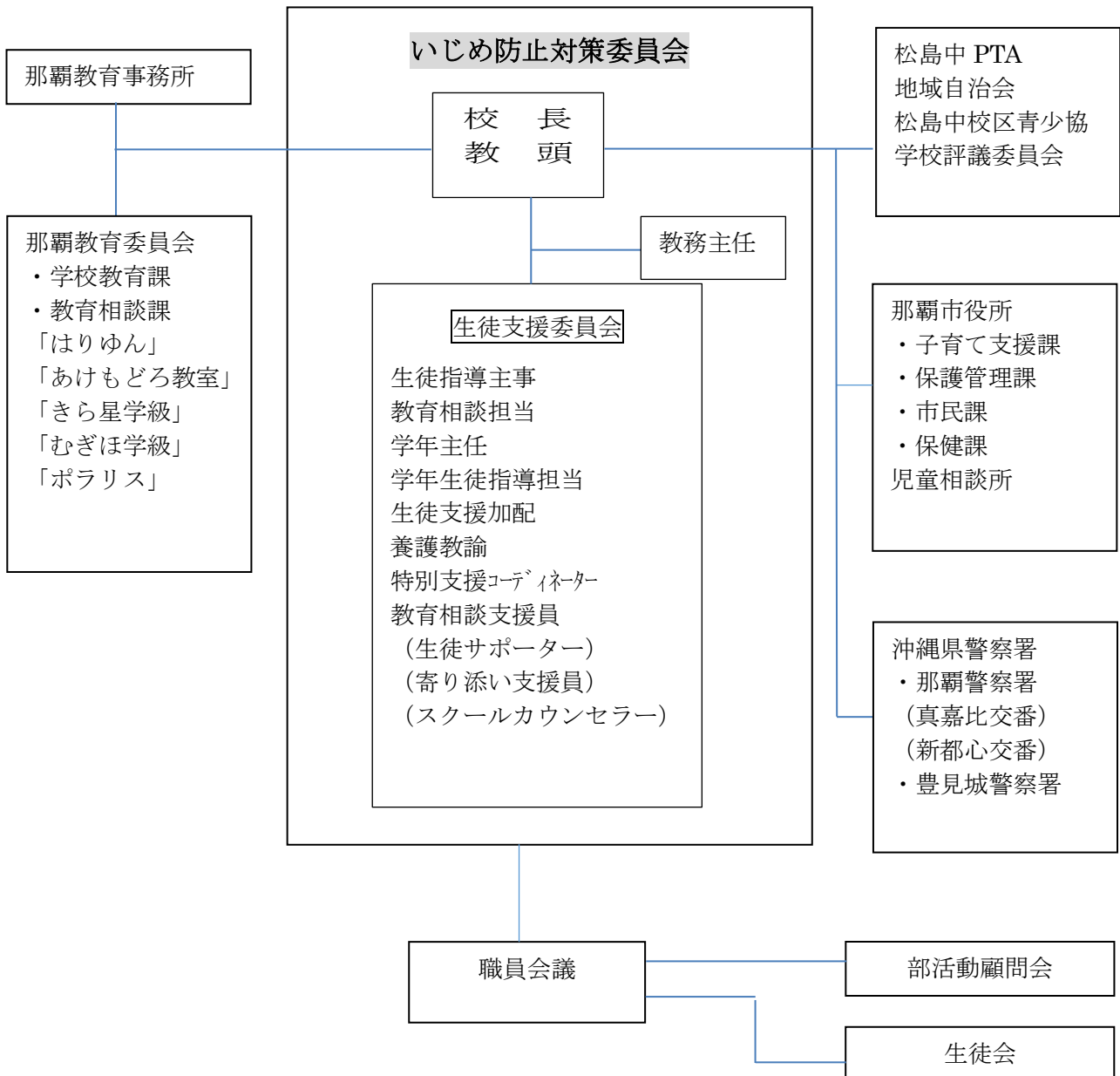
1	いじめ（疑いを含む）の発見	①児童生徒からの訴え ②保護者からの訴え ③教師等による発見 ④アンケート等からの発見 ⑤スクールカウンセラーフィードバック
↓		
2	いじめ防止対策委員会	①生徒支援委員会（毎週1回）の中で実施し、いじめ認定を判断する。 ②いじめがあった場合、いじめ解決に向けた対応の方針や手立てを検討する。 ※積極的な「いじめ認定」を行い、被害者生徒を守る。
↓		
3	いじめ発生の報告	①生徒指導委員会で当該学年に報告（学級担任、学年主任、学年生徒指導） ②教育委員会への報告（緊急第一報⇒管理職、生徒指導主事から必ず報告）
↓		
4	保護者への連絡（第1次）	本件について対応や方針の説明を行う（個別支援委員会・指導計画の作成）
↓		
5	いじめの調査	①当該児童生徒からの聞き取り、事実確認 ②第3者からのアンケートの実施 ③職員間での情報まとめ（個別支援委員会・指導計画の作成）
↓		
6	調査結果の報告	教育委員会へ緊急第一報を行う（管理職、生徒指導主事から）
↓		
7	保護者への連絡（第2次）	調査結果、及び指導経過の報告
↓		
8	いじめへの対応	①当該児童生徒への説諭 ②謝罪の場面の設定 ③学級、学年への対応
↓		
9	対応、経過の報告	教育委員会への報告緊急第2報を行う（管理職、生徒指導主事）
↓		
10	保護者への連絡（第3次）	調査結果、及び指導経過の報告
↓		
11	継続指導経過観察	①当該児童生徒からの聞き取り ②アンケートの実施
↓		
12	終結の報告	いじめの解消 教育委員会への報告（発生から最低3ヶ月間を要する⇒90日間の見取り）

#### 4. いじめ防止対策委員会の設置について

\*学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(文部科学省：いじめ防止対策推進法 H25 第 22 条)

- (1) 名称：いじめ防止対策委員会（生徒支援委員会の中に位置づける）
- (2) 目的：いじめ発生時における、取組と対処について話し合い、問題解決を図る。
- (3) 取組内容：①事案の調査方針，組織的対応の確認  
                   ②事実の確認と情報整理・分析  
                   ③対応策の検討・支援の在り方の確認  
                   ④校内関係部署への報告・連絡・相談と情報提供  
                   ⑤関係諸機関との連携（教育委員会，警察，児童相談所，医療機関等）
- (4) 構成メンバー  
       校長，教頭，生徒指導主事，教育相談担当，学年生徒指導，生徒支援加配，養護教諭，生徒サポーター，教育相談支援員，スクールカウンセラー，学年主任，学級担任

（ 組織図 ）



( 役割分担 )

校長（総責任者） 教頭	①方針の明確化 ②組織的対応の充実 ③校内研修の充実 ④保護者面談（必要に応じて） ⑤外部機関、SC との連携 ⑥マスク対応
生徒指導主事	①情報の集約 ②指導・支援の指示 ③事実確認・説諭 ④保護者面談（必要に応じて） ⑤外部関係機関との連携（必要に応じて）
学年主任 学年生徒指導担当	①担任のフォロー ②事実確認・説諭 ③保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ④保護者面談 ⑤指導後の経過指導（解決までの見届け）
全職員	①いじめの未然防止・早期発見・適切な対応 ②管理職、生徒支援委員会への情報提供・報告 ③事実確認・説諭 ④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ⑤支援後の経過観察（解決までの見届け）
養護教諭	①生徒来室状況や会話等の情報提供 ②欠席状況の把握と情報提供
教育相談担当	①外部関係機関との連携 ②別室登校に関すること ③SC や相談員との情報交換
SC・教育相談支援員・生徒サポーター	①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング ②対応等に関する助言や支援 ③生徒、保護者の状況把握と情報交換
小中アシスト相談員・寄り添い支援員	①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング ②生徒、保護者の状況把握と情報交換 ③保護者支援（必要に応じて）
必要に応じて	教育相談課、学校教育課、医療機関、児童相談所、警察等の 関係機関の参加を要請

## 5. いじめ重大事態について

「いじめ重大事態とは」・・・ いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、これを「重大事態」として市町村教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等などの相談をする必要があります。

重大事態の「疑い」がある場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったら、すぐに学校の設置者に報告・相談をして下さい。

→「いじめ重大事態への対応」

いじめ重大事態はあってはならないことであり、その予防に十分努めていくが、もしも重大事態が確認されたら速やかに教育委員会へ報告し、その後の対応についても委員会へ相談し指示を仰ぐ。

## 5. インターネットを介したいじめへの対応

近年、中高生のスマホ所持率が急激に高まっている状況で、生徒が巻き込まれるトラブルにもインターネットを介した事例が急増している。いじめ問題もその例に漏れず、ネット上のいじめが学校生活にも大きく影響を及ぼすことも少なくない。

### (1) ネット上のいじめの態様

#### ① 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

・誹謗中傷の書き込み ・氏名や写真など個人情報の無断転載 ・なりすまし 等

掲示板 : 参加者が自由に書き込みを行い、会話や閲覧ができる。

ブログ : 日記のように更新されるウェブサイト。

プロフ : インターネットを利用した自己紹介サイト。

※現在は、SNS も利用が増えており、上記以外にもいじめが起これる状況が増えている。

#### ② メールでの「ネット上のいじめ」 SNS の利用を含む

・誹謗中傷するメール ・チェーンメール ・なりすましメール ・仲間外れ 等

### (2) ネット上のいじめの特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で深刻なものになるケースが多い。
- ② インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話やスマートフォン等の利用を把握することが難しい。また子どもの利用している掲示板等も大人が詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。
- ⑤ 些細なことがきっかけでいじめに発展するケースもある。例として、「メールの返信が遅い」、「メールの内容が短い」、「絵文字がない」等の事例もある。

### (3) ネット上でいじめが発覚したときの対応

- ① 通常いじめと同様に被害を受けた生徒への対応、加害側生徒への対応はすすめるが、事実確認を早急に行う必要がある。
- ② ケースにおいて誹謗中傷や個人情報の掲載が起こってしまった場合、その書き込みやアップロードされた画像等を削除しなければならないが、時間の経過とともに拡散してしまうため対応を急がねばならない。
- ③ 事実確認において、証拠となる書き込み等を残すため、書き込み内容のプリントアウトや画像等の保存をしておく。削除してしまった後では十分な確認ができないこともあるので、早めに対応する。
- ④ 書き込み等の削除依頼は、場合によっては警察や法務局に協力を依頼しなければならないケースもある。

## 6. いじめの未然防止のための取り組み (令和5年11月沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版より)

### (1) いじめを許さない学校作り

- ① 生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼作りや生徒相互の人間関係作り(支持的風土づくり)に努める。
- ② いじめを許さない雰囲気を醸成する取り組みの充実を図る。

- ③ いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。(学校 HP への掲載)
- ③ いじめている生徒に対しては、改善が見られないなどのケースにおいては教育委員会と連携し、措置を含め、毅然とした指導が必要になることもある。
- ④ いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- ⑤ いじめが解消(少なくとも3ヶ月)したとみられる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

## (2) 具体的な取り組みの例

### ① 心の居場所としての学級作り(支持的風土のある学級作り)

- ア) 学活や道徳の時間等での話し合い活動を活発にして、「正しいことが正しい」と自由に発言できるような明るい学級を作る。
- イ) 「社会で許されない行為は、中学生による行為であっても許されない」という規範意識を持たせる指導を行う。
- ウ) 集団の中で、いじめの観衆、傍観者の立場にいる生徒の意識を変え、「自分の問題として考えさせ」、「いじめは人として絶対に許されない行為」であることに気づかせる雰囲気作りを行う。

### ② 自身ややる気を引き出す教科指導

- ア) 日々の授業の中で自己存在感の高まりや満足感を得られるような主体的に参加する授業、わかる授業を行う。
- イ) 生徒指導の4つのポイントを活かした授業作りを意識して行う。

- ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な風土の醸成

### ③ 道徳教育の充実を図る取り組み

- ア) 「生命の尊さ」について指導を徹底することで自他の生命を尊重する態度を育てる。
- イ) 望ましい友人関係を築くことを促す。(思いやり、信頼等)
- ウ) 卑怯な行為を許さない、人権侵害を許さない正義感の育成。

### ④ 自発性を育む特別活動

- ア) 学級活動…いじめの問題を学級の問題としてともに考え、解決していく指導の充実。
- イ) 生徒会活動…生徒が自らの学校生活をよりよく向上させていく指導や援助を行う。
- ウ) 学校行事…主体的な参加方法を工夫し、協力して成し遂げることの喜びを感受させる指導。
- エ) 部活動…目標をもって心身を鍛えることや、望ましい人間関係を通じて生徒の居場所作りや学校生活の充実を図る。

## 参考資料

- 「不登校児童生徒への支援の手引き」令和2年3月 沖縄県教育庁義務教育課
- 「沖縄県いじめ防止マニュアル改訂版」平成29年3月 沖縄県教育庁義務教育課
- 「那覇市いじめ防止基本方針」平成31年3月改訂 那覇市・那覇市教育委員会
- 「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日 文部科学省
- 「いじめ問題に対する文部科学省の取り組みについて」平成24年8月24日 文部科学省